

平成30年陸別町議会第1回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年5月2日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成30年5月2日 午前11時54分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 8人	1	中村 佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保 広幸	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	本田 学	○			
	5	山本 厚一	○			
	6	渡辺 三義	○			
	7	谷 郁司	○			
会議録署名議員	本田 学		山本 厚一			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 早坂 政志			主任主査 吉田 利之		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻 秀隆		農業委員会会長（議員兼職）	多胡 裕司	
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木 敏治		総務課長	高橋 豊	
	町民課長	芳賀 均		産業振興課長	副島 俊樹	
	建設課長	清水 光明		総務課参事	高橋 直人	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第30号	財産の取得について
6	議案第31号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成30年陸別町議会第1回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から、行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしている書面の中から1点、口頭で御報告申し上げます。

3月28日、池北三町行政事務組合議会定例会が足寄町におきまして開催されました。阿久津組合管理者から平成31年度以降のごみ処理体制と銀河クリーンセンターの運営、維持管理について行政報告がされたところではありますが、当町におきましても、この間、町議会に御報告させていただいたところではありますが、改めてこれまでの構成三町及び池北三町行政事務組合との検討、協議の内容及び今後の状況につきまして御報告させていただきたいと思っております。

御案内のとおり、平成31年度より十勝圏複合事務組合のくりりんセンターで、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、危険ごみ、有害ごみが処理されます。また、銀河クリーンセンターでは、資源ごみの中間処理、小動物の焼却処理を継続して行い、足寄町、本別町から直接搬入される家庭系と事業系の一般廃棄物の受け入れを検討しておりますが、当町は家庭系と事業系の一般廃棄物の直接搬入は、下勲祢別にありますストックヤードでの受け入れを検討しております。

3町の共通した思いといたしまして、これまでの収集体制を基本に、住民の皆様の利便性を考慮した、御負担がふえない分別方法や収集方法を検討しているところでもあります。

ごみの分別方法や、排出方法の変更に伴う住民周知につきましては、多大な時間を要することから、できるだけ早い時期に分別ガイドブックの試用版を作成し、住民説明会等に供したいと考えています。特に、当町において事業系一般廃棄物につきましては、事業者

が排出者の責任としてみずから処理をするか、帯広市内のくりりんセンターへ搬入処理することとなりますが、搬送距離が長くなることによる事業者の負担が今まで以上にふえることを考慮して、下勲祢別のストックヤードで受け入れを行い、一時保管の上、帯広へ搬送することも一つの方法として考えているところであります。

いずれにしましても、ごみ処理体制が大きく変わることから、帯広までの搬送やストックヤードでの一時保管にかかわる経費の問題などがありますが、今後も検討協議を進めていきたいと考えているところであります。

次に、銀河クリーンセンターについてですが、業務量が大幅に縮小することから、平成30年度をもって池北三町行政事務組合を解散し、足寄町が事務を承継して、運営、維持管理していく方向で協議を進めているところであります。足寄町が事務を承継して、運営、維持管理していく場合、陸別町並びに本別町は当該事務を足寄町に委託することで経費を負担し、財政負担の軽減を図りたいと考えているところであります。

今後の予定といたしましては、組合の解散、事務の委託等の規約の変更及び廃止並びに制定につきまして、各構成町の町議会の議決が必要となるため、6月の各町議会の定例会に、関係する議案の上程を行い、御審議いただくことで調整しているところでございます。

平成31年4月以降のごみ処理等につきまして、住民サービスの低下が生じることなく、より安全安心で快適な生活環境を構築していく考えでありますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番本田議員、5番山本議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕平成30年陸別町議会第1回臨時会の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について報告をいたします。

今臨時会に町長から提出のありました議案は、専決処分の承認を求めることについて2件、財産の取得について1件、条例の一部改正1件の合わせて4件であります。

議案の内容を総合的に勘案の上、協議の結果、今臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定をいたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（宮川 寛君）お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君）異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君）日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕議案第28号専決処分の承認を求めることについてですが、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分したところであります。

その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君）芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君）それでは私から、議案第28号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

議案集の2ページをごらんください。

専決処分をした内容は、町税条例等の一部を改正する条例であります。本改正は、地方税法等の一部を改正する法律、平成30年法律第3号のほか、関係する政令及び省令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、町税条

例等の改正を行ったものであります。

続きまして、3ページをごらんください。今回の改正は、第1条から第6条までの6本立ての内容となっております。議案集の3ページから11ページ上段までの第1条から第5条までの改正につきましては、町税条例、昭和37年陸別町条例第1号の一部の改正を段階的に行う内容となっており、議案集11ページ上段の第6条の改正につきましては、町税条例等の一部を改正する条例、平成27年陸別町条例第13号の一部の改正を行う内容となっております。

なお、町税条例等の一部を改正する条例、平成27年陸別町条例第13号は、平成27年第2回臨時会において議決をいただいております。また、説明に際しましては法律の改正によって引用条項がずれたりしたものを整備したり、削除したり、また、それに伴う条項の繰上げ等につきましては説明を簡略化、または省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち、主要な部分を重点的に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明資料としまして、新旧対照表と改正内容の概要を整理した資料を配付させていただきますが、まず議案説明資料のナンバー1-1をごらんください。

この資料につきましては、たばこ税を初め数多くの施行年月日が含まれておりますので、今回の改正内容の概要を改正条文別、施行年月日別、そして項目別に整理したものであります。この改正概要資料に沿って説明をさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

最初に、第1条による改正であります。第1条による改正につきましては、網掛けのタイトルでナンバー1-1からナンバー1-7まで六つの施行年月日区分に分かれております。

まず一つ目として、平成30年4月1日に施行される部分につきまして説明いたします。この部分につきましては、改正項目の区分をローマ数字で示しておりますが、14個の改正項目から成り立っております。

まず、最初に、I番とII番につきましては、関係法令等の改正に伴う引用条項の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、III番の法人の町民税の申告納付に係る規定の改正では、第39条の規定を改正しておりまして、外国子会社または外国関係法人に関しまして、租税特別措置法第66条の7、第68条の91、第66条の9の3、または第68条の93の3の規定の適用を受けられる場合には、控除すべき額を法人税割額から控除することとされたことに伴いまして、第2項及び第3項の規定を新設すると共に、関係法令等の改正に伴い、第4項から第9項までの規定の整備を行っております。

次に、IV番の法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定の改正では、第42条の規定を改正しておりまして、納期限の延長がされた場合の延滞金の計算方法の改正に伴い、第2項、第3項、第5項及び第6項を新設しております。

次に、V番からVII番につきましては、関係法令等の改正に伴う規定の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、VIII番の固定資産税の課税標準額の特例に係る規定の改正につきましては、附則第10条の2の規定を改正しております。地方税法において当該特例の規定が廃止されたことに伴い、第3項の規定を削除し、再生可能エネルギー発電設備に係る特例の規定が改正されたことに伴い、第6項から第10項までの新設を含む第4項から第13項までの規定の改正を行うと共に、関係法令等の改正に伴い、改正後の第3項及び第14項の規定の整備を行っております。

ここで、固定資産税の課税標準額の特例について説明をいたします。

固定資産税の課税標準額の特例につきましては、特定の施設等の固定資産税の課税標準額について、課税標準額に地方税法に規定される範囲の割合を乗じて得た額を使用して、課税する特例措置でありまして、課税標準額に乘じる割合につきましては、地方税法に規定される範囲内において、町の条例で定めることとされております。これが、通称で申しますところの「我が町特例」と呼んでいるものであります。なお、当町におきましては、地方税法に規定されている、参酌する割合と同じ割合を定めているところであります。

ここで、議案説明資料ナンバー1-11をごらんください。ただいまの改正内容を新旧対照表で表しております。左側が改正前で、右側が改正後となります。

まず、左端に番号を振っているのですが、3番目の項目が中小企業が取得した土壤汚染物質の排出または飛散を抑制する施設に係る特例の規定であります。改正により廃止されております。また、5番目から次のページにあります14番目までの項目が、再生可能エネルギー発電設備に係る特例の規定であります。改正前では太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの五つの項目であったものが、改正によりまして五つの項目が施設の規模によってそれぞれ二つの項目に分割され、合計で10個の項目に細分化されております。なお、その下の16番目の項目につきましては、施行年月日が異なりますので、後ほど説明させていただきます。

ここで、改正概要資料に沿った説明に戻らせていただきますので、議案説明資料1-3の上段から説明を申し上げます。

まず、IX番目につきましては、関係法令等の改正に伴う引用条項の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、X番の土地に対して課する固定資産税の特例に係る規定の改正では、附則第11条の規定を改正しております。平成27年度から29年度まで適用されていた土地に対して課する固定資産税の特例について、平成30年度から平成32年度まで延長する規定の整備を行っております。

次に、XI番の土地の価格の特例に係る規定の改正では、附則第11条の2の規定を改正しております。平成28年度から平成29年度まで適用されていた土地の価格の特例について、平成31年度から平成32年度まで延長する規定の整備を行っております。この

土地の価格の特例を若干説明申し上げます。今年が3年に一度行われている固定資産税の評価替えの年であります。固定資産税の評価額は、基準年度となる平成30年度の価格を3年間据え置くこととされておりますが、据え置き年度である平成31年度または平成32年度に価格の下落傾向が見られる場合には、価格の修正を行うことができるとする特例の規定であります。

次に、Ⅺ番の宅地等に対して課する固定資産税の特例に係る規定の改正では、附則第12条の規定を改正してありまして、平成27年度から平成29年度まで適用されていた宅地等に対して課する固定資産税の特例について、平成30年度から平成32年度まで延長する規定の整備を行っております。

次に、Ⅻ番の農地に対して課する固定資産税の特例に係る規定の改正では、附則第13条の規定を改正してありまして、平成27年度から平成29年度まで適用されていた農地に対して課する固定資産税の特例について、先ほど同様に平成30年度から平成32年度まで延長する規定の整備を行っております。

次に、ⅩⅣ番の特別土地保有税の課税の特例に係る規定の改正でも、附則第15条の規定の改正をしてありまして、同様に平成27年度から平成29年度まで適用されていた特別土地保有税の課税の特例について、平成30年度から平成32年度まで延長する規定の整備を行っております。

ただいまのⅪ番からⅩⅣ番の特例につきましては、いずれも税の負担調整措置に関する規定でありまして、現行の特例措置を継続するという内容であります。

続きまして、平成30年10月1日に施行される部分につきまして説明いたします。この部分につきましては、二つの改正項目から成り立っております。

まず、Ⅰ番のたばこ税の区分及び課税標準等に係る規定の改正では、第79条から第85条までの規定を改正してありまして、地方税法において加熱式たばこがたばこ税の課税対象となることに伴い、規定の整備を行っております。詳細につきましては、製造たばこの区分に係る規定として第79条を新設し、加熱により蒸気となるグリセリン等の物質を充填した加熱式たばこの喫煙用具を製造たばこことみなす規定として、第80条の2を新設し、第81条において加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に係る規定を整備するとともに、関係法令等の改正に伴い第79条の2、第83条及び第85条の規定の整備を行っております。

ここで、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、説明いたします。加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準につきましては、加熱式たばこの本数を重量と価格をもとに、紙巻きたばこの本数に換算して算出することとされております。なお、この規定につきましては、平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に移行することとされてありまして、第2条から第5条による改正規定においても改正が行われておりますので、後ほど順次説明をいたします。

次に、資料ナンバー1-5、上段のⅡ番、たばこ税の税率に係る規定の改正についてで

あります。この改正につきましては、第82条の規定を改正してありまして、地方税法において、たばこ税の税率が1,000本につき5,262円から、1,000本につき5,692円に改正されることに伴い、規定の整備を行っております。なお、たばこ税の税率につきましては、平成30年10月1日、平成32年10月1日及び平成33年10月1日の3段階に分けて1,000本につき5,262円から1,000本につき6,552円に改正されることとされております。この3段階による改正に伴いまして、町たばこ税における1本当たりの税率は合計1.29円の引き上げとなり、国税を含むたばこ税全体としては1本当たり3回の引き上げで合計3円の引き上げとなります。

なお、平成32年10月1日及び平成33年10月1日における改正につきましては、第3条及び第4条による改正規定において改正が行われておりますので、後ほど説明をいたします。

続きまして、平成31年1月1日に施行される部分につきまして説明いたします。

この部分につきましては、三つの改正項目から成り立っております。

まず、I番の個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正では、第12条第2項の規定を改正してありまして、地方税法施行令の改正により、控除対象配偶者の定義が変更になることに伴い、規定の整備を行っております。

次に、II番の町民税の申告に係る規定の改正では、第26条第1項の規定を改正してありまして、地方税法において年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件が見直しされることに伴い、規定の整備を行っております。

次に、III番につきましては、関係法令等の改正に伴う引用条項の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、平成32年4月1日に施行される部分につきまして説明いたします。

この部分につきましては、二つの改正項目から成り立っております。

まず、I番の町民税の納税義務者等に係る規定の改正では、第11条の規定を改正してありまして、この後説明いたしますが、II番の改正項目において新設される電子申告義務化に係る第39条第10項から第12項までの規定を、人格のない社団等には適用しないこととするための規定の整備を行っております。

次に、II番の法人の町民税の申告納付に係る規定の改正では、ただいま説明しました第39条の規定を改正してありまして、地方税法において大法人に対し電子申告が義務化されることに伴い、規定の整備を行っております。

続きまして、平成33年1月1日に施行される部分につきまして説明いたします。この部分につきましては、三つの改正項目から成り立っております。

まず、I番の個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正では、第12条及び附則第5条の規定を改正しております。

詳細につきましては、まず、第12条第1項第2号の規定の改正でありまして、地方税法において障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人の町民税の非課税措置の所得要

件が125万円から135万円に引き上げられることに伴いまして、規定の整備を行っております。なお、本改正によりまして、前年の合計所得が135万円以下の障害者、未成年者、寡婦及び寡夫につきましては、個人の町民税が非課税となります。

次に、第12条第2項の規定の改正でありまして、地方税法施行令の改正により、個人の町民税の均等割の非課税措置の所得要件が10万円引き上げられることに伴い、規定の整備を行っております。なお、本改正によりまして、前年の合計所得が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下の者は、個人の町民税の均等割が非課税となります。

次に、附則第5条の規定の改正でありまして、地方税法において個人の町民税の所得割の非課税措置の所得要件が10万円引き上げられることに伴い、規定の整備を行っております。なお、本改正によりまして、前年の合計所得が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には当該金額に32万円を加算した金額）以下の者は、個人の町民税の所得割が非課税となります。

次に、Ⅱ番の所得控除に係る規定の改正では、第18条の規定を改正しておりまして、地方税法において所得控除に係る基礎控除について、2,500万円以下という所得要件が創設されることに伴い、規定の整備を行っております。

次に、Ⅲ番の調整控除に係る規定の改正では、第22条の規定を改正しておりまして、地方税法において調整控除について、2,500万円以下という所得要件が創設されることに伴い、規定の整備を行っております。

続きまして、生産性向上特別措置法の施行の日に施行される部分につきまして説明いたします。

この部分につきましては、固定資産税の課税標準額の特例に係る規定の改正でありまして、附則第10条の2に第15項を新設するものであります。改正の詳細につきましては、地方税法の改正により、生産性向上特別措置法に規定する同意導入促進基本計画に基づき導入した機械装置等に係る固定資産税の課税標準額の特例措置が創設されることに伴い規定の整備を行ったものであります。

この規定につきましては、生産性向上特別措置法に規定する同意導入促進基本計画に基づき導入した機械装置等に係る固定資産税の課税標準額について、課税標準額に地方税法に規定されるゼロから2分の1の範囲の割合を乗じて得た額を使用して、課税する特例措置を規定する内容となっております。なお、課税標準額に乗じる割合につきましては、地方税法に規定される範囲内において、町の条例で定めることとされておりまして、これも「我が町特例」ということとなりますが、当町におきましてはゼロの割合を定めたところであります。

ここで、議案説明資料1-12をごらんください。

一番下の16番目の項目がこの改正に係る部分でありまして、中小企業者が生産性向上特別措置法の規定による認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に係る特例として、課税標準額に乗じる割合をゼロと定める特例が新設されております。なお、生産性向上特別措置法につきましては、現在国会において審議中であります。

議案説明資料ナンバー1-8の中段をごらんください。

第2条による改正であります。第2条による改正につきましては、二つの施行年月日区分に分かれております。まず、平成31年4月1日に施行される部分につきまして説明いたします。この部分につきましては、固定資産税の課税標準額の特例に係る規定の改正であります。附則第10条の2の規定を改正するものであります。なお、改正の詳細につきましては、関係法令等の改正に伴う引用条項の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、平成31年10月1日に施行される部分について説明いたします。この部分につきましては、たばこ税の課税標準に係る規定の改正でありまして、附則第81条第3項の規定を改正するものであります。改正の詳細につきましては、地方税法において加熱式たばこの本数を紙巻きたばこの本数へ換算する方法が改正されることに伴い、規定の整備を行ったものであります。この改正につきましては、先ほど第1条による改正規定の部分で説明いたしました、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の規定を5年間をかけて段階的に移行する改正規定の一部分であります。

続きまして、第3条による改正であります。第3条による改正につきましては、平成32年10月1日に施行される改正でありまして、二つの改正項目から成り立っております。まず、I番のたばこ税の課税標準に係る規定の改正では、第81条第3項の規定を改正しておりまして、地方税法において加熱式たばこの本数を紙巻きたばこの本数へ換算する方法が改正されることに伴い、規定の整備を行っております。この改正につきましては、先ほど第1条及び第2条による改正規定の部分で説明いたしました加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の規定を5年間かけて段階的に移行する改正規定の一部であります。

次に、II番のたばこ税の税率に係る規定の改正では、第82条の規定を改正しておりまして、地方税法においてたばこ税の税率が1,000本につき5,692円から1,000本につき6,122円に改正されることに伴い、規定の整備を行っております。この改正につきましては、先ほど第1条による改正規定の部分で説明いたしました、たばこ税の税率を3段階に分けて引き上げる改正規定の一部分であります。

続きまして、第4条による改正であります。第4条による改正につきましては、平成33年10月1日に施行される改正でありまして、二つの改正項目から成り立っております。

まず、I番のたばこ税の課税標準に係る規定の改正では、第81条第3項の規定を改正しておりまして、地方税法において加熱式たばこの本数を紙巻きたばこの本数へ換算する

方法が改正されることに伴い、規定の整備を行っております。この改正につきましては、先ほど第1条から第3条による改正規定の部分で説明いたしました、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の規定を5年間かけて段階的に移行する改正規定の一部分であります。

次に、II番のたばこ税の税率に係る規定の改正では、第82条の規定を改正しております。地方税法においてたばこ税の税率が1,000本につき6,122円から1,000本につき6,552円に改正されることに伴い、規定の整備を行っております。この改正につきましては、先ほど第1条及び第3条による改正規定の部分で説明いたしました、たばこ税の税率を3段階に分けて引き上げる改正規定の一部分であります。

続きまして、第5条による改正であります。第5条による改正につきましては、平成34年10月1日に施行される改正でありまして、二つの改正項目から成り立っております。まず、I番目につきましては、関係法令等の改正に伴う規定の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、II番のたばこ税の課税標準に係る規定の改正では、第81条第3項の規定を改正しております。地方税法において加熱式たばこの本数を紙巻きたばこの本数へ換算する方法が改正されることに伴い、規定の整備を行っております。この改正につきましては、先ほど第1条から第4条による改正規定の部分で説明いたしました。加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の規定を5年かけて段階的に移行する改正規定の一部分であります。

続きまして、第6条による改正であります。第6条による改正につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、町税条例等の一部を改正する条例、平成27年陸別町条例第13号の一部を改正する内容でありまして、平成30年10月1日に施行される改正であります。

改正の詳細につきましては、平成27年における町税条例等の一部改正において講じた旧三級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適応を延長することに伴い、規定の整備を行ったものであります。

以上で、本則における改正規定の説明を終了させていただきます。

続きまして、附則について説明いたしますので、議案集11ページ中段以降をごらんいただきたいと思います。まず、附則第1条の規定について、説明いたします。この規定につきましては、施行月日を定めた規定であります。冒頭部分を読み上げます。施行期日、第1条、この条例は平成30年4月1日から施行する。なお、ただし書き以下の施行期日に関しましては、個々の説明の中で触れておりますので、割愛させていただきますと存じます。

次に、附則第2条、附則第3条、附則第4条、附則第5条、それから附則第8条及び附則第10条の規定について説明させていただきます。この規定につきましては、町民税、固定資産税、及び町たばこ税に関する経過措置を定めた規定でありまして、本改正条例に

よる改正後の町税条例の規定は、改正以後の町税等について適用し、本改正条例による改正前における町税等については、なお、従前の例による内容であります。

続きまして、附則第6条、それから附則第7条、附則第9条及び附則第11条の規定について説明いたします。これら規定につきましては、町たばこ税に係る手持品課税に関する内容を定めた規定でありまして、町たばこ税の税率改正時に小売販売業者等が所持するたばこに対して、改正前の税率と改正後の税率の差額分の金額を手持品課税として、課税するという内容であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第29号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第29号専決処分の承認を求めることについてですが、国の交付金等の額が確定したことに伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分を行ったところであります。

その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めます。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 敏治君） それでは、議案第29号専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

21ページをお開きください。

平成29年度陸別町一般会計補正予算（第8号）、平成29年度陸別町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,931万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,801万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出29ページをお開きください。

29ページ、歳出であります。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費。今回、専決処分におきまして財産管理費で8,956万円の追加の補正であります。内容としては、ここに記載のとおり基金の積み立てであります。

説明欄にあります、ふるさと整備基金積立金19万円、これはふるさと納税に係る寄附17件分であります。それからいきいき産業支援基金積立金3,241万8,000円は、ふるさと納税に係る寄附1件1万円、優良家畜導入支援貸付金繰上げ償還分、牛9頭分ですが、240万8,000円。それから、補正に係る積立分3,000万円であります。それからふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金4万円は、ふるさと納税に係る寄附2件分。町有林野整備基金積立金3万円は、ふるさと納税に係る寄附3件。地域福祉基金積立金3,005万円は、ふるさと納税に係る寄附2件5万円、補正に係る積み立て分3,000万円であります。それから公共施設等維持管理基金積立金1,300万円は、補正に係る積み立てとなります。それから給食センター管理運営基金積立金1,382万2,000円は、ふるさと納税に係る寄附4件9万円、補正分の積み立てが1,373万2,000円あります。スポーツ振興基金積立金1万円は、ふるさと納税に係る寄附1件分であります。

なお、資料ナンバー3に基金別の積立金の状況一覧がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

それから、6款農林水産業費1項農業費5目農地費19節負担金補助及び交付金6万9,000円の減額ですが、これはトマム地区の道営土地改良事業地元負担金の事業費確定に伴う減額であります。昨年の12月定例会で事業費が5,000万円から2,760万円に減額になったということで、その地元負担分22.5%ですが、504万円を減額しております。今回事業費が2,760万円から2,729万1,600円に減額、変更になっておりますので、その事業費の差額分30万8,400円の減額になります。その2

2.5%分で、6万9,390円の減額ということになります。

6目の営農用水管理費19節負担金補助及び交付金、これは道営土地改良事業の地元負担分ですが、第2上陸別地区であります。3月定例会におきまして、29年度の第2上陸別地区の事業については測量試験費のみでしたので、その分に係る地元負担金が減額をしております。

今回、測量試験費の事業費が5,513万9,000円から5,466万160円に減額、確定しました。その差額分に係る地元負担分の減額が17万7,618円となります。これには、町の単独分も含まれております。

以上で、歳出の説明を終わりました、次、歳入の25ページをお開きください。

1、歳入であります。

先ほど町長の説明にありましたように、国等の交付金が確定をしたことに伴う追加の補正、あるいは確定による減額の予算となっております。2款の地方譲与税1項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税については、確定による増額、31万円の追加であります。

同じく地方譲与税の2項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税、これについては確定に伴う134万6,000円の減額であります。3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金、これは確定による追加の補正8万円であります。

それから4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金13万3,000円の減額ですが、これは確定に伴う減額であります。

26ページになります。5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金2万1,000円の追加補正ですが、これは確定に伴う追加となります。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金ですが、確定に伴う284万1,000円の減額です。内訳としては地方消費税交付金、これは0.5%分ですが、109万7,000円の減額。それから社会保障財源交付金、これは0.35%分です。174万4,000円の減額となります。

それから7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金。これは確定に伴う追加の補正712万3,000円であります。

次のページ、9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税ですが、特別地方交付税が8,232万8,000円の補正であります。29年度の特別交付税が2億6,232万8,000円に確定いたしました。既定額の中で21億9,083万8,000円ですが、この内訳としては既に確定しております普通地方交付税が20億1,083万8,000円と、特別交付税1億8,000万円の内容であります。今回、特別交付税2億6,232万8,000円の確定に伴う差額分、8,232万8,000円の補正であります。地方交付税の額としては、予算額ですが、確定額、普通交付税分が20億1,083万8,000円、特別交付税が2億6,232万8,000円ということで、補正後の額22億7,316万6,000円となります。

14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費補助金1節農業費補助金。114万4,000円の追加の補正です。これは農業委員会活動促進事業補助金の確定に伴う追加の補正でして、農地集積面積の増に伴う成果実績に応じた追加交付金が主な内容であります。

16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金。この42万円はふるさと納税に係る寄附金であります。まず、1節の総務費寄附金26万円は、ふるさと整備資金で17件19万円。それからふるさと銀河線跡地活用等振興資金として4万円は寄附2件。町有林整備資金3万円は寄附3件。2節の教育費寄附金、給食センター管理運営資金9万円は寄附4件。スポーツ振興資金1万円は寄附1件。3節の民生費寄附金、地域福祉資金5万円は寄附2件であります。

次のページ、いきいき産業支援資金は寄附1件1万円であります。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目の家畜導入貸付金収入、優良家畜導入貸付金償還金。これは繰上償還分、牛9頭分240万8,000円であります。

20款町債1項町債3目農林水産業債1節農業債。20万円の減額ですが、これは道営事業の関係ですが、事業費の確定に伴う減額であります。第2上陸別地区が10万円の減額。トナム地区が10万円の減額であります。

以上で歳入を終わりました、24ページをお開きください。

24ページ、第2表地方債補正であります。変更でありますけれども、今説明しました、歳入で減額、歳出でも同じですが、過疎対策事業の上から4行目の第2上陸別地区畑地帯総合整備事業が、補正前ですが1,880万円、補正後が10万円減額の1,870万円。その下、トナム地区農地整備事業が6,200万円、620万が610万、10万円の減額。合わせて20万円の減額になります。過疎対策事業として補正前が2億8,680万円。補正後が20万円減額の2億8,660万円となります。補正前、補正後の利率については、記載のとおりであります。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度陸別町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般についてを行います。

事項別明細書は25ページから30ページまでを参照してください。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 歳出の関係で29ページの財産管理費の関係なのですが、特別交付税が今回最終の補正だと思うのですが、そこで確定したので、当初計画していた予算の範囲内で、そして交付税がきた、確定の中で、基金に積み上げるという、そういう方式だと思うのですが、積むことについては前から色々言っていますけれども、きちんと目的を果たすために、今後何の事業をするのかということ考えた上で積むのが

必要ではないかということで、細かいことは言いませんけれども、公共施設の維持管理積立金。今回1,300万円を積むわけなのですからけれども、今の流れの中で。その1,300万円を積むにおいては、公共施設等の管理というのは当然計画的に、あるいはかなり傷んだ段階で直すのか、それとも随時計画的にしていくのかということを考えて上で1,300万円を積むことが果たしていいのかなと私は思うわけなのです。

そういった意味でいくと、例えば既存の公共施設、旧中斗満小学校跡地に郷土資料館を併設したわけなのですからけれども、屋根の塗装などは、私が見る限りでは、きちんと公共施設の管理をする上で予算化しながら管理していったほうがいいのではないかと。あれ以上傷むとまたそれなりに金がかかると思うので、こういうふうに積み立てする上で、そういうような計画というのですか。中斗満だけに限らず公共施設の維持管理というのは計画的にやらなければならないと思うのですけれども、そういった意味での積み立てをしていく考え方の中で今回積んだのかどうかについて、担当よりも町長の、今後の公共施設の財源、相対的に積み立ての状況を見ますと、2億7,000万円、28年度から見ると減額にはなっているけれども、2億7,000万円を、今後そういう公共施設をどのように管理していくのかというか、その辺についての考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） この議論は確か過去にもしたような記憶があるのですが、当町には町単独ですけれども、公共施設維持管理計画というものがございます。それに基づいて年度ごとに各担当から改修ですとか、そういったものの計画が上がってきて、そして予算に反映していると。

ご存じのとおり、当初予算でも説明したと思うのですが、公共施設等維持管理基金、当初予算で6,630万減額、取り崩して、今、改修関係に充てていると。そういったことでもございますので、当然ぱっと出てきてそれをやるとかではなく、公共施設維持管理計画に基づいて基金を取り崩したりして、公共施設の維持管理をしていると。

したがって、各課、それぞれ、そういう公共施設の維持管理については、公共施設維持管理計画の中に網羅してくるという前提の中で私どもは予算を執行して、その財源に公共施設等維持管理基金というものを制定して、取り崩して執行していると、そういう内容であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 私が質問しているのは、結局こういうふうに基金を積んでいって、眠り資金にならないようにして、実際にそういう現状がある中をうまく活用していくというか、計画を今言ったように条例に基づいて云々というのであれば、やはり何をどういうようにしていくか。例えば、今、施設の耐震化をしなければならないということで、私過去に聞いたことがあるのですけれども、当町には公共施設が一つ、旧保育所だったと思うのですけれど、それをしていないと。そういうようなものを今後どういうふうにそう

いうものを活用しながら、運用していくかということの計画を、町長の考えとしてどういうふうに持っているかということを含めて質問しているわけなのですから。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） ただいま説明したことで全部理解されるかなというふうに思っているのですけれども、眠らすということは当町は考えておりませんので。

やはり歳計剰余金の決算、年度の最終で予算が出て、ある程度歳入が出てくれば当然、当初予算では基金を取り崩しているわけですから、それに戻すという。そしてまた、各年度において、あるいは年度途中においてそういう公共施設に改修等が出れば、基金を取り崩して財源に充当すると、そういう考え方です。

当町の基金、議員も御存知だと思うのですけれども、給食センターの管理基金ですとか、そういうある程度特定の目的に沿った基金が主流になっておりますので、それとあわせて陸別町で今、耐震化になっていない施設は1カ所です、新町の交流館。ここ1カ所が耐震化になっておりません。そこは今、新町の交流館の建てかえの中で整備をしていくという考え方になっております。

したがって保育所はもちろん耐震化になっておりますので、今言ったように施設としてはそこ1カ所だけだと。基金については、今説明したとおり、計画的に物事を進めていくという考え方になっております。

あわせて言わせていただければ、当初予算でも申し上げたと思うのですが、29年度においても交付税が、普通交付税が減額傾向になってきていると。そういったことをだんだんだんだん、陸別町みたいに独自財源がなかなか確保できないという状況の中で、国の地方交付税が歳入の割合の5割近くを占めていると。そういった中で基金というのは今後重要になってくると思いますので、眠らせないで有効的に活用していくという考え方は従来どおりであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 私は副町長がそういう説明をして、私が眠り資金と言ったことに対して、何かかんにさわったような言い方をしているのですけれども、私はやはり基金というのは将来的に積み立て、目的を持った、特定、もちろん条例に基づいて積んでいますので、目的に沿っていくということですからけれども、今言ったように、私が質問したのはやはり随時直すときは直すという資金を当てはめるのが普通で、それを黙認しながら実際にしなくてはならないことをしないで基金を充てていないのは、私は眠り資金だと言っているのです。

ですからその辺をやはり考えて答えてもらいたい。そしてそれは計画的にしなくてはならないことなので、町長の手腕としてどうなのかということ先ほどから質問しているわけなのですからけれども、町長の答えもないというのは、僕はおかしいと思います。眠り資金

で頭にくるのなら、ちゃんと眠り資金にならないように運用してくださいよ。はっきり。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） これは議員との見解の相違だと思っています。私どもは基金というのは有効に活用するという前提がありますし、そこは議員も同じ考えだと思うのですね。だから基金を積んで有効に活用していく、取り崩してやっていく、財源がないから基金に積んだものを整備財源としてやっていくという。この考え方は従来から変わっておりませんので、あえて眠り資金を使っていないだとか、充当していないだとか、そういうことではなくて、当初予算でも御存知のとおり基金を6億円近く取り崩していると思うのです。だから、そのところを御理解いただきたいなと、そういうふうに思っております。

約4億円ですね、一般会計で基金の取り崩しは。30年度当初予算では。29年度で4億円。30年度は当初予算で一般会計で5億9,000万円ですね、基金を取り崩しているのは。だからそのように交付税が少なく見込まれる分については、どうしても町税を多く上げる、自主財源である町税を多く計上すると、歳入欠陥も伴うことができますので、どうしても年度当初では基金を財源に充当しながら予算執行して行って、年度末において若干、歳入のふえた部分があれば、基金に戻して、次年度以降の事業の財源に充てていくと。これは従来と同じ考え方でありますので、御理解いただきたいなとそのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の御質問は、前回にも色々話した経緯もあると思うのです。ところどころ、ちょっと見解が相違することはあるかもしれませんが、私どもも行もき当たりばったりでということは、やはりそれは避けなければならないことでありますし、今、副町長の話したことがそのとおりでございます。基本は議員の考えていることと、我々が思っていることというのはそんなに差異はないと、私はそんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条地方債の補正について質疑を行います。

24ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君）

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第30号 財産の取得について

○議長(宮川 寛君) 日程第5 議案第30号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第30号財産の取得についてですが、平成30年4月25日執行の入札にかかわる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第30号について御説明申し上げます。

財産の取得について。次のとおり財産を取得するものとする。

町外業者3者を指名して入札を執行しました。

1、財産の区分。

町有公用車両、消防自動車。

2、財産の規格数量。

消防ポンプ自動車1台。

3、財産取得予定価格。

一金2,862万円也。

4、財産取得の相手方。

札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎であります。

落札率については99%。納期につきましては、本日議決をいただきましたならば、本契約を締結しまして、9月3日までの納期となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(宮川 寛君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今回消防ポンプ車を1台取得されたということで、これに関連しますけれども、本町の現況において補充されている消防車両等、台数とかを含めて、規模的に充実状況にあるのかどうか。

その辺についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋総務課参事。

○総務課参事（高橋直人君） ただいまの質問にお答えします。

現在当町では、高規格救急車等、全て含めまして11台保有しておりますが、人口規模からみても現在の台数を保っていくことで十分ではないかと考えます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） このような特殊な車両の入札の実態について知りたいと思ひまして、質問させていただきます。

この入札は財務規則に基づいて取り扱われているものでありまして、指名競争入札を執行したということだと思います。この場合、ただいまの副町長の説明でも町外の業者3者ということでありましたが、このような取扱業者が北海道内に複数社、この株式会社北海道モリタのほかに複数社あったということなのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 今回の入札の執行に当たりまして、今、副町長が言ったとおり3者で執行しております。道内にこの手の消防自動車等を扱う会社があつた何社かあるとは聞いておりますが、建設工事等の入札参加資格審査申請書、これは入札に参加して指名するための申請書なのですけれども、それを提出している会社がこの3社ということで、今回この3社と。それと残りの会社については、今言った申請書が出されていないとか、そういった理由で今回、過去の実績等も踏まえて3社を指名したということでございます。過去の事例というのは、昨年、小利別でポンプ車を1台購入したと思うのですけれども、同じ業者を指名したということでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 次に、この競争入札に付する事項であります。この提示いたしました仕様につきましては、3月の予算提案の際の説明で、キャブオーバータイプで乗車定員が6名以上、ディーゼルエンジンで4輪駆動でオートマチック車、それから車重が7,500キロ未満ということでありました。

この契約の相手方、これは特装車でありますから、これを取り扱う業者だと思ひます。このボディというかシャーシの部分、これはメーカーの指定を行ったのかどうかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋総務課参事。

○総務課参事（高橋直人君） ただいまの質問ですが、消防車両としては、認定された消防車専用のシャーシがありまして、その中から今回、現在使用している車両の性能を有する車両ということで、それを選択したもので、メーカー指定等はありません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） これは特装車両で、この株式会社北海道モリタ、これは道内に工場、特装の工場を持っているのだらうと思うのですが、これらのメンテナンスとか保証期限、これらがどのように仕様として設定されたか。

それから先ほどの副町長の説明で落札率99%ということで、極めて高いわけでありませんが、この予定価格は特殊なものであります。どのように積算されるのか。そしてまた最低制限価格も設定していたのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） まず私の方から、予定価格なのですけれども、これについては消防から上がってくる設計書に基づいて、同額で予定価格を設定しているところでございます。それと最低価格については、陸別町については設定はしておりません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 高橋総務課参事。

○総務課参事（高橋直人君） 保証期限であります。シャーシ及びポンプの擬装部分であります。これに関しましては丸1年という保証を設定しております。あとメンテナンスということでありますが、特にメンテナンスの設定はしておりません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第30号財産の取得についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 6 議案第 3 1 号 陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 6 議案第 3 1 号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 3 1 号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第 3 1 号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の改正は、大まかに 3 つの改正内容となっております。

最初に、その 3 点につきまして、概要を申し上げます。

まず 1 点目が、国民健康保険税の課税額に関する規定の改正であります。この改正に関しまして、これまでの経過について若干説明させていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、平成 27 年法律第 3 1 号が施行されたことに伴いまして、平成 30 年 4 月 1 日から国民健康保険事業の制度改正が実施され、国民健康保険における財政責任主体が市町村から都道府県に変更となっております。それに伴いまして、地方税法における国民健康保険税に関する規定の改正が必要となったため、その改正内容を含んだ地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、平成 29 年法律第 2 号が平成 30 年 4 月 1 日に施行されております。これらの法律の施行に伴いまして、国民健康保険税条例における国民健康保険税の課税額に関する規定の改正が必要となったため、今回の条例改正の提案に至っております。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税額の規定につきまして、市町村が都道府県に納付する国民健康保険事業費納付金に関する規定を追加すると共に、国民健康保険事業費納付金に充てるための費用の合算額をもって課税額とするという内容の規定に改正を行おうというものであります。

2 点目の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置対象基準の改

正であります。この改正は、地方税法等の一部を改正する法律、平成30年法律第3号、等が平成30年4月1日に施行されたことに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者への国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準額の引き上げを行うというものであります。

3点目の改正につきましては、特例対象被保険者等に係る申告に関する規定の改正であります。この改正は、2点目と同様に地方税法等の一部を改正する法律、平成30年法律第3号、等が平成30年4月1日に施行されたことに伴いまして、特例対象被保険者等に係る申告手続きにつきまして、マイナンバーを利用することにより簡素化することができるという内容の規定に改正を行うというものであります。

それでは、改正内容の詳細について説明いたしますが、お手元の議案説明資料ナンバー5-1をごらんください。これは新旧対照表となっております。この新旧対照表で説明をしたいと存じます。表の右側が改正前、左側が改正案となります。

第2条第1項の改正について、説明をいたします。改正前では国民健康保険税の課税額は市町村が実施する国民健康保険事業に要する費用の合算額とする規定としておりますが、改正案ではこれを全文改正しまして、都道府県が実施する国民健康保険事業に要する費用に充てるために、市町村が都道府県に納付する国民健康保険事業費納付金に関する規定を追加するとともに、国民健康保険税の課税額は国民健康保険事業費納付金に充てるための費用の合算額とすると規定するものであります。

次に、第2条第2項から第5条の2までの改正のうち、第2条第2項中、「54万円」を「58万円」に改める部分以外の改正につきましては、先ほど説明いたしました第2条第1項の改正に伴い文言整理を行う改正であります。

次に、第2条第2項及び第23条中「54万円」を「58万円」に改める部分の改正について、説明をいたします。この部分の改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税額分に係る課税限度額を54万円から4万円引き上げ、58万円とするものです。

ここで、お手元の議案説明資料のナンバー4、前のページをごらんください。

(1) 課税限度額の引き上げの部分でございますが、改正前の課税限度額は基礎課税額分が54万円、後期高齢者支援金等課税額分が19万円、介護納付金課税額分が16万円の合計89万円となっておりますが、改正案では基礎課税額分が58万円、後期高齢者支援金等課税額分が19万円、介護納付金課税額分が16万円の、合計93万円となっております。また、この課税限度額の引き上げによる影響額につきましては、平成30年3月31日時点の情報による試算の結果ではありますが、当町の場合は39世帯で税額が増加し、町全体では約154万円の税額が増加する試算となりました。

ここで、新旧対照表、議案説明資料5-3下段からごらんください。

第23条の改正のうち、「54万円」を「58万円」に改める部分を除く部分について、まず説明いたします。この部分の改正につきましては、国民健康保険税の軽減措置の

うち、5割軽減の対象となる基準額の規定中「27万円」を「27万5,000円」に、2割軽減の対象となる基準額の規定中「49万円」を「50万円」に改めるものであります。

ここで再び、前のページの議案説明資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

(2) 軽減措置の拡充の部分でございますが、表の中央の欄が改正前の基準額で、票の右端の欄が基準額の改正案でありまして、改正部分は下線で示したところであります。具体的には5割軽減におきまして軽減判定を行うための基準額を算定する際の計算基礎額が27万円から27万5,000円となることで、その世帯における被保険者数掛ける5,000円で計算される金額分の軽減判定基準額が拡大となります。

また、2割軽減においては軽減判定を行うための基準額を算定する際の計算基礎額が49万円から50万円となることで、その世帯における被保険者数掛ける1万円で計算される金額分の軽減判定基準額が拡大となります。

なお、表の左側の軽減後の税額の欄には、参考までに軽減後の税額を記載しております。なお条例では、減額する額を規定しておりますが、この表では減額後の金額をあらわしておりますので、御理解のほどをお願いいたします。また、この軽減措置の拡充による影響額につきましては、先ほど同様、平成30年3月31日時点の情報による試算の結果ではありますが、約9万円ほどの軽減額が増となる結果となっております。

次に、議案説明資料ナンバー5-4の中段をごらんください。第24条の2の改正について、説明いたします。まず、先ほども申しました特例対象被保険者等について説明させていただきます。特例対象被保険者等とは、解雇等の非自発的な理由により離職をしたことにより国民健康保険に加入することになった被保険者のことを言いまして、申告を行うことにより国民健康保険税の軽減措置を受けることができる制度となっております。

改正内容についてですが、特例対象被保険者等に係る申告書を提出する場合には、雇用保険受給資格証明書等を提示しなければならないという規定を、特例対象被保険者等に係る申告の提出に当たり、雇用保険受給資格証明書等の提示を求められた場合には提示しなければならないという規定に改めるものです。

この意味合いとしましては、この改正によって、マイナンバーによる情報連携によって、離職理由等の必要な情報を町として把握できる場合には、雇用保険受給資格証明書等の提示が必要なくなるという内容であります。

続きまして、議案集の33ページをごらんください。附則を読み上げます。

施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

適用区分、第2条、改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、この条例案につきましては、4月25日に開催いたしました陸別町国民健康保険

運営協議会に諮問しまして、原案のとおり承認するとの答申をいただいておりますことを報告いたします。

以上で、説明を終わらせていただきますが、以後御質問によってお答えをしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 3 点ほどお聞きしたいのですけれども、国保に関して、もちろん医療を受ける前提で、きちんとそういう税金を納めることによって資格を得るのですけれども、實際上、平成 29 年の段階で今まで賦課した中で、滞納者数がもしありましたら、どのくらいの数がおられるのか。それから、この国保に加入する世帯数はどれくらいなのか。それから今回 4 万円上がるのですけれども、それを超える、93 万を超える世帯数は推定でよろしいですから、どれくらいの方がおられるのか。近年、個人経営者が国保に加入するわけなのですけれども、農業界においては酪農を辞められるという段階で牛の個体販売等によってかなり高額な収入を得るわけなのですけれども、そういった段階で、こういう感じの中で、いわゆる去年の収入分が今年この課税になると思うので、そういった面の推定がもしされたらどのくらいなのか、教えてほしいと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 最初の滞納者数と世帯数についてはちょっとお時間をいただきたいと存じます。それから限度額を超える世帯数の推定値はだしておりません。

御了解いただきたいと思います。

ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） すぐ調べられるの。

○町民課長（芳賀 均君） はい。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午前 11 時 49 分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 大変失礼いたしました。まず 1 番目の滞納者数、これは平成 30 年度に繰り越した……。28 年度以前分の滞納者数について、申し上げます。

27 件です。それから加入世帯数につきましては、3 月末現在で 439 世帯であります。それから、29 年度末で限度額を超える世帯数につきましては、39 世帯ということになっています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7 番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 数字の抑え方の、日にちというのは色々捉え方があると思うけれども、いずれにしましても28年度で27件の滞納があるということは、實際上、当町は違うのかもしれないけれど、色々聞くところによると實際上、払いたくても払えないという、そういう人もいるわけなのです。

ですから、今回4万円上げることによって、大変な負担になるという考え方もあろうと思うのですよね。そういった意味で、むしろ上げたことによって収入というか、国保税が入ることを見込みましたけれども、最終的に滞納が多くなって収入が予定より入らなかったという、そういうジレンマもあろうと思うのですけれども、いずれにしましても国保というのは、簡単に言えば医療を受ける側の人たちの生命を、今後確保するという意味では安易に上げるという言い方にはならないですけれども、こういう形態の中で、今度道のほうに移管された中での、やり方の中でほかの町村等を見ると、決して陸別が4万円上がったことが高いというふうにはならないですけれども、そういう人たちも、納められないという人たちについても十分考慮した策定が大事ではないかなと思いますので、この案件については私は賛成しますけれども、今後、国保については十分そういう体制を考えていてほしいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 限度額の引き上げにつきましては、国の法律に基づいた内容であります。町独自のものではございません。

それから、国保事業そのものというのが、内容としましては、ざっくりと申しますと所得の多い方からよりいただいて、低い方については軽減措置があるという仕組みになっております。それと合わせまして、今回の制度改正によりまして、町の被保険者数、先ほど申し上げましたように400ちょっとですので、非常にパイが小さいわけです。ですから高額医療の方がふえますと、それが直、国保運営に関わってきておりました。それが北海道全体でパイを広げるという意味で、できるだけそういった影響が少なくなるということを目指しての、今回の制度改正ということでもあります。

ただいまの議員の御質問につきましては、御意見として承っておきたいと思っております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第31号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(宮川 寛君) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年陸別町議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時54分